

からしだぬ

vol.33

2018年10月



与える福祉ではなく、その人にとって必要なことをその人の自立に向けて支援する

こいしろの里 ホームページ公開中！

こいしろの里

<http://www.betesta.or.jp/>

検索



※ 前回に掲載した記事の続編を記載するにあたり、前回の分も今回の「からしだね」に記載した後に続編を記載します。これは前回に掲載した記事の反響がたくさんあり、そのリクエストに応じた形の掲載になります。

1 ある転換点

2011年4月に私は施設長に就任した。その翌年の2012年、近在で知的障がいのある30才の娘を60才の母親が絞殺するという痛ましい事件が起きた。事件が発覚した当日は、報道陣の車両で道路が1キロ以上にわたり占有されてしまい、静かな集落に何が起こったのかをいやがうえにも知らしめていた。この事件は私にとって福祉における転換点になった事件だった。事件発覚時にごった返しているマスコミに対して、私は恐怖に似た異和感を抱いていた。それは私の施設のすぐそばでこの事件が起きたという現実。それは地域福祉の役割を謳っていた施設が社会保障という点から事件の犠牲者らを救えなかったことに対する断罪がいつ、どのような形で来るのか少なくとも私は身構えていた。

だが私のそのような懸念は杞憂にすぎなかった。それはあっけないほど一切何もなかった。娘を絞め殺さなければならぬほど追い詰められていたなら、どうして施設に逃げ込んでくれなかったのかという後悔と同時に施設に対して何の批判もない現実に日増しに私の異和感は膨らんでいった。施設のすぐそばで苦しんでいた家族に無力であった施設が誰からも何の批判も受けないままで社会保障を掲げている世の中は倒錯していないか。殺人を犯してまで本人が申し出なかった、いや申し出ることができなかった、助けてほしいと言えなかった現実に「社会

保障」を愚弄する、「社会保障」を徹底して無力化する何かが潜んでいる。そうでなければ30才まで育てたわが娘を殺す母親などいるはずがない。

特にやがて事件のあった家を取り壊され、その痕跡さえ集落から消されていった風景に私は耐え難い虚しさを感じた。まるで何もなかったかのように時は過ぎていき、やがて完全に忘れ去られていくのだ。それでいいはずがない。私の社会保障へのこだわりは、少し供養という概念に似た事件への再発防止という意味合いがある。

2 オンブズマンが必要な社会保障

さて、そこで改めて「社会保障」について述べたい。障がい者は社会に保障されることを学生たちは福祉概論で学ぶ。そこに障がい者がいて何らかの困った状況があれば、それは社会が保障するという形で解決するということだ。だが障がい者がそこにいるという視点は一方向にすぎない。社会が保障するというのであれば、オンブズマン的観点から保障する社会そのものに向けた視点がなくてはならない。それは福祉サービスを受ける利用者とサービスを供給する側の契約制度を前提とした双方向などではない。なぜならサービスを受ける側と供給する側とではそもそも圧倒的力関係の差があるので契約の概念にある対等な関係にはなりえない。福祉を保障する社会の側は利用者にとっては絶対に逆らうことができない存在としてある。だからこそ社会保障を担う役割の組織や人たちは徹底的に社会から評価を受け、種々のサービスについての責任を明確にしなければならない。結局そういうことが利用者に対する福祉サービスへの指標となっていく。このことを今後の当法人の重要な方針としている。



従って今後も引き続き公的業務として利益を受けている各組織や機関が特に問題行動のある利用者に対して、その利益に見合った応分の成果を出しているのかを検証していかねばならない。また、そのことが「社会保障」における「社会」の中に位置している私たちの責務だと思う。

3 退廃している三重県障がい者相談支援センターについて

社会保障における重要な役割を果たすはずの三重県障がい者相談支援センターの退廃ぶりについて指摘しておかねばならない。

2017年に当法人は児童の相談支援（障がい児等療育相談支援事業）を三重県からコンペティションを通じて委託契約を締結した。ところが委託時に三重県障がい者相談支援センターから提供されるはずの児童の364件の電子データがなく、当法人が受け取るべきでない成人の964件の電子データが前事業所の三重県いなば園から業者を通じて渡された。現実には364件の電子データは紛失され、964件の電子データは三重県障がい者相談支援センターから三重県いなば園への第一の流出に次いで、そこから当法人に流出した。これら1328件の電子データの流出・紛失は、本来であるなら新聞の一面に記載されるほど大きな事件のはずであるが、驚いたことに三重県にはそういう認識はまったくない。それどころかマスコミに対して公表と称した内容は、三重県障がい者相談支援センターの責任に何ら言及することなく、電子データの流出・紛失の事実をなかったものとして改ざんした内容になっていた。電子データの流出・紛失という「過失」から、「確信犯」に変わった瞬間であった。これは事実の隠ぺい以外の何物でもない。

当法人は当事者としてその事実を知っており、県行政にもたびたび指摘してきたにも関わらず、県行政が事実を認めて再発防止という法で定められている所定の手続きや処置を現在まで取らずに意図的に放置している。

有り体に今風に言ってしまうと、三重県は、当法人が事実を知っていたところで、社会福祉法人ベテスタは三重県に忖度（そんたく）しろと強要されているのに等しい。これが如何に許されない言語道断なことなのかは関係者なら理解できることだろう。県行政によるごまかしと隠ぺいという悪質さを知っていても黙っているという圧力を当法人はつきつけられている。

紛失・流失した千件以上の電子データには基本台帳としての利用者やその家族の詳細情報がある。この件で私は三重県障がい者相談支援センターのM氏に公的会議の場で、「この件について誰かなんらかの処分がありましたか」と質問したところ「いいえ、この件では誰も処分されていません」と応えている。また電子データの流出・喪失という指摘に対して同氏は「それは喪失ではなく紛失です」とも公的会議の場で応えている。そもそも事実を隠ぺいした体質の三重県障がい者相談支援センターが再発防止などできるはずもない。個人情報保護法によると、「個人情報取扱事業者が保有する個人データの漏えい、滅失又は毀損」は「漏えい等事案」の対象になると明確に規定されている。それを復元できたから「漏えい等事案」には該当しないという立論が県内部でなされた経緯があるという。だがその立論は公的には絶対に通用しない理屈だ。それはたとえば万引きした商品を店の外で指摘されたから、店の中に戻したから問題はないと主張するようなものだ。





さて、三重県における関係職員らは法律に即して、一日も早く事実関係やその原因を公表し、これまでの隠ぺいを認めた上で再発防止に努めるべきである。それができないのは、どこまでいっても間違っている。三重県はデータの「漏えい等事案」のすべての対象者に対して法律で定められている通りの謝罪や説明をしなければならない責任があるが、その一切を無視している。

人間は自分を含めて誰でも過ちや失敗を犯す。また、それをごまかしたいという感覚も決して異常なものではないだろう。しかし、果たしてそれでいいのだろうか。これは放置されたままでいいのだろうか。

私はそうは思わない。それは私に正義感があるからではない。それは私たちが利用者に対して社会保障という責任を負う立場にあるからだ。社会的弱者を強いられている利用者たちを守れることができるのは、これまで福祉に血と汗と涙で奮闘してきた先人たちの努力の結果、利用者たちを守る現在の法制度に到達したからだ（それがベストではないにしても）。それを社会福祉に責任ある者が踏みにじっていれば、私たちは利用者を守ることができなくなるではないか。ましてや三重県障がい者相談支援センターが率先して確信犯であり続けることは本末転倒である。もし、仮に流失・紛失した千件以上の電子データが健常者の情報であったなら県は果たして法律に背いてまで今回と同じ対応を取っただろうか。いいえ、そんなことはありえない。なぜなら必ず苦情が殺到するからだ。そこに知的に障がいがあるから文句は言えないという驕った優生思想を見出すのは私だけではあるまい。この件については当事者に一切謝罪していない県の姿勢はあまりにも露骨すぎる。

三重県庁には多数の職員がおり、その中には法律を遵守し、よりよい行政を行っていかうとする真面目な職員もいるに違いない。そういう人の目にこの記事がふれ、そういう人たちの努力によってこの問題が是正されていくことに期待をしたい。そういう人たちの良心を信じて、この問題にひき続き取り組んでいきたい。

4 続報

前回までの記事に多くの反響があり、福祉における世論もまんざら捨てたものではないと心強く励まされました。

さて、データの「漏えい等事案」についてある新聞記者からの見解（復元できたから漏えい等事案には該当しない）を記載しましたが、今回は県議会議員からの報告です。実は県がマスコミにプレスリリースする前に、この「漏えい等事案」について県議は事前に県から報告を受けていたといえます。そこでの報告の内容において、児童における364件（飯多松地域）を紛失した事実は県議が認識するような発表はされていなかったということでした。これには二つの意味があります。まず県はマスコミと同時に県議にも確信犯的に虚偽（データ紛失を意図的に秘匿した点）報告をした点。次に県はそこまでしてデータ紛失の隠ぺいについては強い執着があるという点です。

全国版の「手をつなぐ親の会」に関係している東京の弁護士の方は、この相談を受けて「三重県庁の方々はどうしても人に頭を下げるのがきらいな方が多いんですね」と苦笑していたことが印象的でした。



しかしそれですまされる話ではありません。要はデータの流出及び紛失の事実を当事者として知っているのは、当法人のベテスタだけということになります。そこで私たちがそれを告発しても、「すでに手はうってある」という図式なのでしょう。安易な時代劇みたいでげんなりします。



しかし、当法人は告発をはじめるとあって、かなり段階的な手順を踏んできました。たとえば三重県障がい者相談支援センターとは委託契約書に基づいて話し合いの場を求めましたが一切の無視でした。その後、順法精神の希薄な三重県障がい者相談支援センターと関係していれば、いつ当法人に冤罪を仕掛けられてもおかしくないという危機感から、別紙（資料1）に示したように当法人は直接的な関係から決別しました。もっともそれ以前にも県や市町だけでなく、それぞれから委託契約を締結している近場の社会福祉法人にも解明のための会議（資料2）を呼びかけましたが、「忙しい」という一語で無視されている状態でした。おそらく、いや、まちがいなくマスコミや県議にしていたように、県から事前の「根回し」があったことでしょう。

その後も県の障がい福祉課に改めてこの問題を指摘しましたが、「いつまでそんなことを言ってるの」という言葉を浴びせられました。その障がい福祉課の課長の言葉に改めてここで再度返答しておきます。「私たちは三重県の条例で定められている通り、あなたがたがした事実を公表の上、当事者たちに謝罪するまで言い続けます！」

「漏えい等事案」の電子データの内訳も別紙（資料3）に示します。

（資料3）

情報の内訳

名前、性別、年齢、婚姻、
住所
相談方法
相談内容
家族構成
生活暦・現在の状況
日中の主な活動の場
主な生活費
障がい者手帳の有無、その内容
傷害者年金の有無
現在利用しているサービス
対応・その他の情報
今後の対応
サービス等利用計画
個別の移行支援計画書
障がいの様子
からだ（健康状態・感覚・運動）
せいかつ：日常生活（基本的な生活習慣）、
社会生活：社会性（対人・集団）、作業
ところ（情動・あそび、余暇）
まなび：言語（コミュニケーション）、認知（ことば・
かず）、表現
現在までの相談記録一覧のすべて



(資料 1)

No. 18022

2018年3月2日

三重県障害者相談支援センター
所長 伊藤 一美 様

社会福祉法人ベテスタ
理事長 李 在



冠省

本年度において障がい児童等療育相談支援事業を受けた社会福祉法人ベテスタですが、来年度は貴職が主催するコンペには参加できない旨を通知します。

さて、貴職は事業の目的を「地域で暮らす障がい児童又は家族等の相談支援を行うことにより、障がい児等の地域生活を支援するとともに地域での療育機能の充実を図ることを目的とします。」とされています。

しかしながら本年度において当法人が受けた委託業務において、貴職は利用者の個人データを1000件以上にわたり喪失流失しておきながら、その事実をマスコミに対して隠ぺい偽装行為を行い、現在に至るも当事者に対して何の反省も謝罪も表明しておりません。貴職によるこういった行為は、利用者の人権を著しく侵害しているにとどまらず、公序良俗を超えて、信頼関係破壊の法理にも完全に抵触するものと判断します。

よって貴職の開催するコンペに参加する行為そのものが反社会的行為を是認することになるので、当法人はそれを容認できないので来年度のコンペには参加できません。

また上記に示した問題行為が、貴職による個人的産物なのか、あるいは三重県障害者相談支援センターの体質によるものなのかについては、当法人は知る由もありませんが、少なくとも貴センターの事件に当法人が巻き込まれた点については迷惑であると同時にたいへん遺憾に思う次第です。

草々

関係者 各位

(守秘義務を有する関係機関に限定する)

社会福祉法人ベテスタ

理事長 李 在一

緊急会議召集のご通知

冠省

当法人は、本年4月24日に三重県におけるコンペにおいて障がい児等療育相談支援事業に合格しました。そこで同年5月10日に三重県障害者相談支援センターにおいて、療育相談支援事業の紙データとして、段ボール4～5個を引継ぎました。またその場で電子データシステム業者の共栄ブレンを三重県障害者相談支援センターから紹介を受けました。同年6月13日に共栄ブレンから電子データシステムのインストールという形で情報の引継ぎがありました。ところが6月16日に紙データとして引き継いだ内容が、電子データにないことが確認されたので、その旨、共栄ブレンに連絡をし、当法人に来園した共栄ブレンにより6月19日に本来あるはずの360人もの障がい児等療育相談支援事業のデータが存在していないことが確認されました。また当法人にあった電子データは他の事業によるデータで当法人には関係のないデータでした。

さて、以上の経緯から、現在において少なくとも4つの問題が見受けられます。

- 障がい児等療育相談支援事業に係る360人もの個人情報の紛失。
- 他業種の個人情報の漏洩
- 個人情報の不当な奪取
- 情報伝達の齟齬から当法人が受ける事業推進の被害

当法人としましては、解明を求めて関係機関に連絡をし、県行政においては事態の重要性から知事室にも実際に出向いて話をしましたが、6月26日の午前10時50分段階においては県行政としては「何も話すことがない」(障害福祉課)ということでした。

そこで障がい児等療育相談支援事業を実施する法人として、事態の重要性及び緊急性から、今回の件についての解決を求めて緊急会議を開催致します。どうか関係機関の皆様方におかれましては今後の明るい展望のためにもぜひご参加をお願い申し上げます。

草々

記

日時：2017年6月27日(水) 17時より

場所：こいしろの里会議室(松阪市稲木町1008番地)

議題：電子情報の事故について

ベテスタ全体旅行

2018年9月18日から19日にかけて、社会福祉法人ベテスタは岐阜・長野に全体旅行に行きました。全利用者・全職員・保護者の方々あわせて150人を越える大所帯です。法人開設以来の人数になりました。

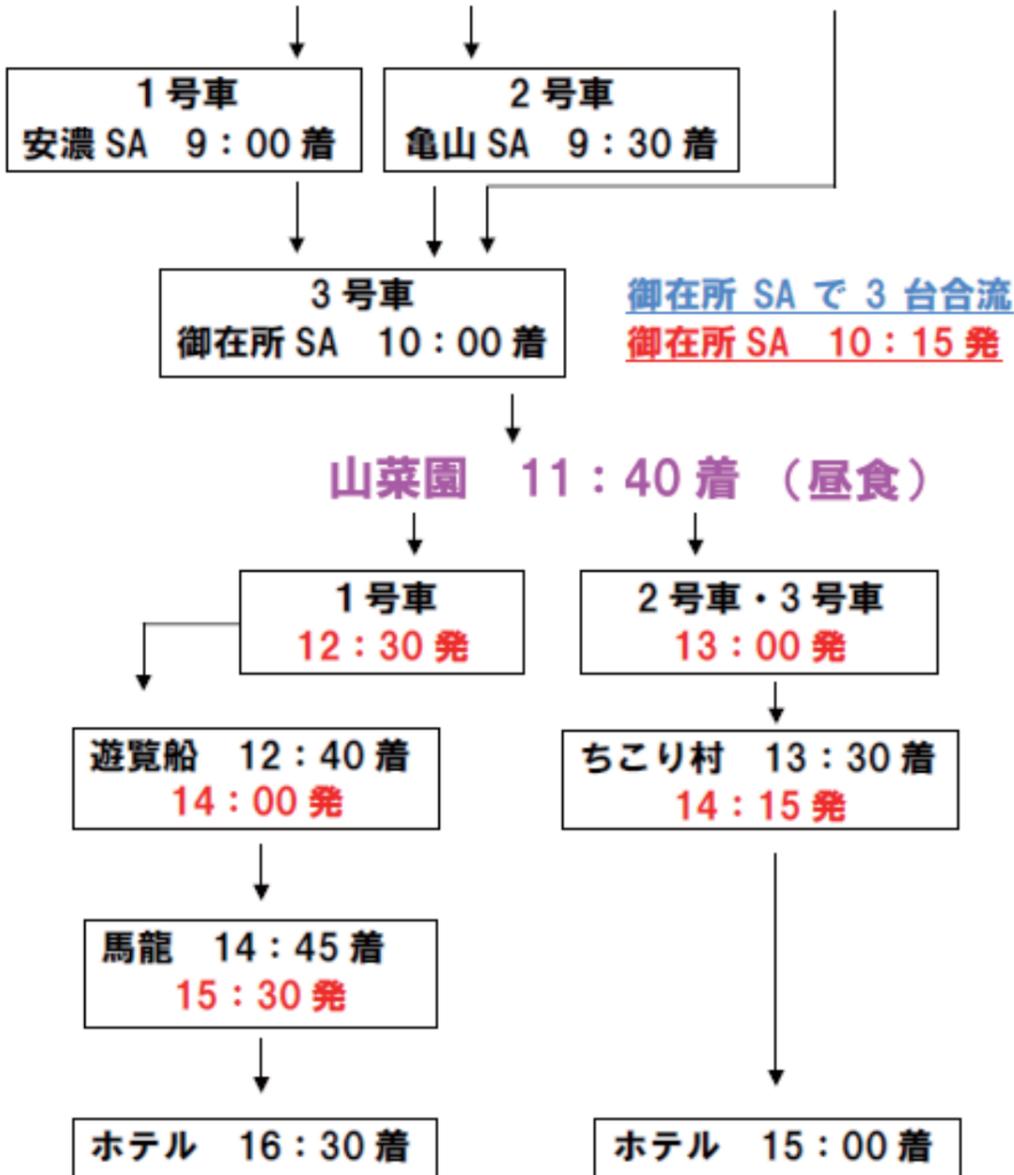
何事もなく全旅程を終え、利用者の皆様もたいへん楽しんでおりました。保護者の皆様、ご参加とご協力ありがとうございました。これからもよろしくお祈りいたします。



今回の旅程

★ 9月18日(火) 1日目 ★

こいしろの里 8:00 発



★ 9月19日(水) 2日目 ★

ホテル 8:30 発



山菜園にて



たそがれ



ボートに乗ったよ!



ちこり村にて



みんな浴衣!



さあ、宴会だ!



集合!



量にびっくり



今年の冬はインフルエンザにかからないぞー！

看護師 村瀬はな

今年も冬がやってきます。季節の変わり目には体調を崩すことがあります。

これから怖いのはインフルエンザ。

2017年度インフルエンザにかかった人を調べてみると、学校関係だけで全国で51,486名、三重県で1,431名いました。さらに、インフルエンザで入院した人は全国で19,726名。その中でも50歳以上の入院が13,313名。なめてかかると怖い病気です。

この時期になるとよく言われるのがインフルエンザ予防接種。よく間違っていて認識されていますが、インフルエンザ予防接種はインフルエンザを防止するわけではなく重症化を防ぐだけとされています。つまり「インフルエンザにかかる時はかかる」ものなのです。

こいしろの里では毎年インフルエンザの予防接種は受けていません。

理由は賛否両論あるからです。しかも賛否両論における「賛」は、予防接種は「重症化を防ぐ」という理由。対して賛否における「否」は、副作用等から本人に害があるという立論。文部科学省では1990年代に「賛否」における「否」のほうを採用したことにより、公立小学校ではインフルエンザの予防接種がなくなりました。この立論からいけば、文部科学省のように利用者の人権に比重をおいた判断を施設では選択したわけです。



去年度は残念ながら入所利用者さんで1人、職員が数人かかってしまいました。

今年は「誰もインフルエンザにかからない！」が目標です。

インフルエンザの予防は難しいものではありません。

- ①「こまめな手洗い・うがい」 外出から帰ったら手洗いうがい・ご飯前に手洗いうがい
- ②「咳エチケット」 咳をしている人はマスクを・人ごみに行く場合もマスクを
- ③「十分な睡眠と十分な栄養」 身体の抵抗力を上げるために体調を整える

この3つはどの感染症にも効果があります。今年はこの3つを徹底してインフルエンザにかからないようにしましょう。

しかし残念ながらかかってしまった場合はすぐにお休みしましょう。熱が下がってからがうつす期間です。熱が下がった日を含め3日はお休みしてください。無理をすると逆に他の人にうつしてしまうことを自覚しましょう。



松阪市では障がいを持って生活している人、つまり手帳所持者は身体、療育、精神の3障害合わせて9051名の方がいます。内訳として身体の方が6644名、知的の方が1261名、精神の方は1級が55名、2級が795名、3級が296名、合わせて1146名(2018年3月末)と身体に障害を持たれている人が圧倒的に多く、知的、精神はほぼ同数という実情がある中、福祉サービスを受けている方は1470名(2018年9月末)と16.6%しか利用していない事となり、それ以外の方は利用する必要のない方、利用したくても利用の仕方がわからない方等が考えられる。

また、現在何らかの福祉サービスを利用している1470名の方の内、事業所(就労継続支援B型)に利用しているかたは約320名程(事業所ガイド調べ)で松阪市の就労継続支援B型の事業所ではほとんどの事業所が定員割れしている現状がある中、松阪市はそのような状況に対しどのような対応をしているのか。

総合支援法では「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害

福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。」と第1条にもあるが、福祉サービスを必要としている人で自分から相談等出来ない人に対しどのような支援をしているのか。

委託等に任せている事もあると思うが、委託先に対し、指導する事も管理する事も行政の役割ではないかと思う。委託先との契約がどのように行われているかはわからないが、福祉サービスを利用したくても相談に行けない方や、どこに相談をしていいのかわからない方は辛い思いをされている可能性は多いと思われます。何しろ16.6%しか福祉サービスを受けていないというのは、83.4%の障がい者を放置していることになる。

松阪市の障害福祉課が個人情報保護法を盾にあって、松阪市の利用者情報を私たちに頑なに伝えようとしない理由がここにあるとしか考えられません。今後において問題提起していきたいと思います。

(11月)

11月3日(土) 高虎楽座 (津市フェニックス通り)

11月17日(土) えきまえ楽市 (松阪駅前)

11月17日(土) 手作り市・Cotti 菜カフェ (三重県総合文化センター)

11月20日(火) マックスバリュ川井町バザー (マックスバリュ川井町店)

出店予定

うまいもん祭



まぐろ解体ショー 売切れ御免!!

秋のうまいもんが大集合!!



やきいも、からあげ
やきそば、など
焼きたて揚げたてが多数!

イベント

楽しいイベント
もりだくさん!

- ・ 三重中学校ダンス部出演
- ・ 根本ノブヒロ演奏
- ・ 古立 SHOWA バンド演奏
- ・ 伊万里演奏
- ・ スマイルクライ演奏
- ・ 子どもに大人気! 特殊車両展示

11月10日(土)

10:00 - 15:00
開始

なくなり次第終了と
させていただきます

社会福祉法人ベテスタ
こいしろの里

〒515-0212 松阪市稲木町 1008 TEL: 0598-28-4835

後援: 松阪市教育委員会、夕刊三重新聞社、中日新聞社

☆協賛いただいた企業様は HP に掲載しております。 <http://www.betesta.or.jp/>

